

浦臼町中小企業振興資金利子補給制度

浦臼町では、中小企業者に対する支援対策の一環として資金の融資を受けた中小企業者に対し利子補給による補助を行うことにより事業活動への援助を行い、持続可能な商工業の振興・発展を図ることを目的として、利子補給を実施します。

◆利子補給対象者

- (1) 浦臼町商工会の会員である者
- (2) 町内に店舗等を有し同一事業を引き続き1年以上営んでいる者
- (3) 町税を完納している者



◆対象事業資金

- (1) 中小企業者が必要な運転資金、設備資金で、
 - 中小企業融資制度に基づき融資を受けた資金(以下「制度資金」という)。
 - 町内の金融機関から借り入れた資金。

◆利子補給の対象期間

- (1) 令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において支払った利子。

◆利子補給の交付額

- (1) 年利率5%を上限として、
 - 制度資金は年利2%を超える利率の額
 - 町内の金融機関からの資金借入れは年利2.5%を超える利率の額となります。

◆利子補給の申請

- (1) この利子補給を受けようとする者は、下記関係書類を令和5年1月31日(火)までに浦臼町商工会へ提出してください。

提出書類○補助金交付申請書兼実績報告書

- 金融機関の証明(支払利子額がわかる取扱金融機関の証明書)
- 直近1年間の町税の納税証明書

お問い合わせ 浦臼町商工会 電話：67-3331

タクシー等利用助成券の有効期限

今年度から、タクシー等利用助成券の有効期限が「令和4年12月31日まで」と「令和5年3月31日まで」の2種類となっております。

きみどり色の助成券につきましては、有効期限が「令和4年12月31日まで」となっておりますので期限内に使用してください。期限を過ぎてからの使用できませんのでご注意ください。

※オレンジ色の助成券につきましては、有効期限が「令和5年3月31日まで」です。

お問い合わせ 総務課交通防災係 電話：68-2111

後期高齢者医療制度のお知らせ

対象者は？

次の方々の後期高齢者医療の対象となります。

① 75歳以上の方

(75歳の誕生日から加入となります。誕生日が近くなりましたらお知らせをします。)

② 65～74歳で一定の障がいのある方

(申請が必要です。役場住民課住民係にご相談ください。)

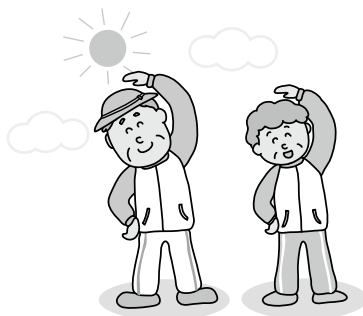
◆一定の障がいとは◆

- (1) 障害基礎年金1、2級を受給している方
※ 国民年金以外の障害年金受給者については個別にお問い合わせください。
- (2) 身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方
- (3) 身体障害者手帳4級をお持ちの方で、次のいずれかに該当される方
 - 音声障害
 - 言語障害
 - 下肢障害4級1号(両下肢の全ての指を欠くもの)
 - 下肢障害4級3号(一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの)
 - 下肢障害4級4号(一下肢の機能の著しい障害)
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方
- (5) 療育手帳A(重度)をお持ちの方

今まで加入していた健康保険は？

後期高齢者医療制度の被保険者(加入者)となる方は、それまで加入していた健康保険(国民健康保険、健康保険組合、共済組合等)から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。

脱退手続きについては、各保険者へお問合せください。



お問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合
電話：011-290-5601
住民課住民係
電話：68-2112

いちはやく

通話料無料
児童相談所
虐待対応
ダイヤル

189

有料広告

あなたの
悩みに

面談
電話

完全無料

相談予約
ダイヤル

0125-22-8373

平日 10:00~16:00(12:00~13:00を除く)

気軽に
電話で相談

ハロー弁護士相談 月~金曜日10:00~16:00(祝日・年末年始は除く)

011-281-8686

1回15分
相談無料

※掲載の時間や相談方法等は予告なく変更する場合がございます。

札幌弁護士会 中空知法律相談センター